事件番号 平成28年(行ウ)第49号,平成28年(行ウ)第134号, 平成28年(行ウ)第157号

高浜原子力発電所1号機及び2号機運転期間延長認可処分等取消請求事件

原 告 河田昌東外110名

被 告 国

準 備 書 面(37)

(火山事象~再評価による本件設置変更許可の違法性~)

2019 (平成31) 年1月9日

名古屋地方裁判所 民事9部A2係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 北 村 栄 ほか

第1 原規委が参加人の火山灰評価を否定したこと

1 第42回原子力規制委員会会合における結論

平成30年11月21日に開催された原子力規制委員会(以下「原規委」という。)の第42回会合において、原子力規制庁(以下「原規庁」という。)の資料として「大山火山の火山灰分布に関する関西電力との意見交換会及び現地調査結果について」(甲D186の資料5)が示され、京都市越畑地点の大山生竹テフラ(DNP)の降灰層厚は25cm程度であること、またDNPをもたらした大山噴火の噴出規模は既往の研究で考えられてきた規模を上回る10㎡以上と考えられることを新知見(以下「本件再評価」という。)として規制に参酌することが確認された(甲D185・25~26頁及び甲D186)。

2 大山降下火砕物問題の論点

この大山噴火による降下火砕物問題については,①約8万年前の大山生竹噴火によって,大山から本件原発までの距離(約190km)と同程度の距離にある京都市越畑地点でのDNPの層厚がどの程度と考えられるのか(争点1),②DNPは,どの程度の噴出規模だったのか(噴出物量はどの程度か。争点2),③本件原発は,①②の荷重に耐えられるのか(争点3),といった問題に分けられる。

なお、原告らは、本件原発に大きな影響を与える噴火として、大山生竹噴火だけでなく、大山倉吉噴火(DKP)を主張しているが(争点4)、今回の再評価ではこの点は議論されていない。この点は第4で述べる。

3 設置変更許可処分における調査審議の過誤・欠落

本件原発の設置変更許可処分において、参加人は、火山評価のうちの影響評価(設計対応可能な火山事象に対する評価)として、本件原発に最も大きな降下火砕物(火山灰)をもたらす噴火として大山火山の大山生竹噴火規模を想定し、②その噴火規模は4~5km(争点2)、①これによる敷地における最大層厚が10cmとし(争点1)、原規委はこれを妥当と評価していた。

これに対し、原告らは、山元(2016)及び山元(2017)(甲D61及び甲D57)の知見などを引用して、④大山火山においては大山生竹噴火を上回る大山倉吉噴火(DKP、噴出物量40km²程度)が発生しており、この規模の噴火可能性が否定できないこと(争点4)、②DNPについても噴火規模を過小評価しており(争点2)、①層厚も過小評価していること(争点1)を主張していた(原告らの準備書面(9)の7頁から27頁)。

今回,原規委が,本件再評価を採用したことによって,争点1及び2について,原告らの主張が正しかったこと,本件設置変更許可処分の調査審議過程に看過し難い過誤,欠落が存在することが明白となった。



図表1 甲D186の別添1の2頁の図に加筆

殊に、DNPの層厚が26cmと認められた越畑地点と、高浜原発は、共に大山から同程度の位置にあることから(図表1参照)、風向が若干異なるだけで、DNPと同規模の噴火によって本件原発に26cm程度の降下火砕物が降り積もることが容易に想定され、本件設置変更許可処分で前提とされた最大層厚10cmが、全くの過小評価であったことが分かる。

4 本件原発は荷重に耐えられないこと

参加人は、③の問題(争点3)に関して、平成30年10月5日付「降下火砕物に対する施設の裕度について」と題する資料で、高浜原発1、2号機の建屋や機器で、降下火砕物の荷重に対して何cmの層厚にまで耐えられるかを示している(甲D187、甲D186・199頁以下)。

これによれば、本件原発は、原子炉補助建屋及び燃料取扱建屋で19 cm、ディーゼル建屋及び制御建屋で20 cmの層厚で、建物自体が耐えられないことが明らかとなっている(図表 2)。

これは参加人自身の資料であって、争いのない事実である。

高浜 1・2 号機 ⇒ 許認可ベースでは<u>19cm程度。短期の部材評価で39cm程度。</u> 美浜 3 号機 ⇒ 許認可ベースでは<u>20cm程度。短期の部材評価で32cm程度。</u>

| | 建屋名 | 許容層厚(cm) | | |
|--------------|----------|----------|-----------|-------|
| | | 許認可※ | 許認可ベースの評価 | 部材評価 |
| 高浜 1・2 号機 | 外部しゃへい建屋 | 10以下 | 35 | 100以上 |
| | 原子炉補助建屋 | | 19 | 64 |
| | 燃料取扱建屋 | | 19 | 63 |
| | 中間建屋 | | 31 | 100以上 |
| | ディーゼル建屋 | | 20 | 73 |
| | 制御建屋 | | 20 | 39 |
| 美浜 3 号機 | 外部しゃへい建屋 | | 31 | 100以上 |
| | 原子炉補助建屋 | | 20 | 78 |
| | 燃料取扱建屋 | | 20 | 32 |
| | 中間建屋 | | 31 | 100以上 |
| | ディーゼル建屋 | | 20 | 100以上 |
| | 制御建屋 | | 20 | 74 |

図表2 甲D187の3枚目

例えば、降下火砕物が大量に降下する事態においては、外部電源は地絡(ショート)して喪失する危険が指摘されているところ、核燃料を「冷やす」ためには、ディーゼル発電機による非常用電源設備が決定的に重要となる。しかし、降下火砕物の荷重によってディーゼル建屋が壊れると、建屋内部にある非常用電源設備も損壊することは容易に想定されることであり、電源喪失となり、原発の冷却機能を喪失する危険が生じる。冷却機能を喪失すれば、核燃料のメルトダウン等を引き起こし、大量の放射性物質が放出することになる。本件再評価の意味するところは、本件原発の安全性に極めて重大な欠陥があることを明らかにするものであり、本件設置変更許可の調査審議の過程における過誤・欠落が「看過し難い」ものであることを示すものでもある。

5 「現在の科学技術水準」に照らして不合理であること

本件再評価は、確かに山元(2017)の指摘等がきっかけにはなっていると思われるものの、越畑地点における参加人の評価が誤っていたことについては、地層学的な新知見(新しい考え方、ものの見方)によって明らかになったわけではなく、文研調査及び現地調査さえ行えば、処分時点(2016年当時)における科学技術水準でも十分に確認できるものであった。その意味で、原規委が、本件再評価を「新知見」として採用したのはミス・リードである。

本件設置変更許可処分は、処分時点で十分な調査審議を経てされたものとはいえないことに加え、「現在の科学技術水準に照らして行政庁の判断が合理的か否か」を違法判断の基準とする平成4年伊方最高裁判決の判示に照らしても違法であるというべきである。

以下、本件再評価の認定経緯を詳述し、本件設置変更許可処分の違法性を指摘する。また、DNP噴火だけでなく、DKP噴火も考慮しなければならないこと説明し、それを考慮すれば、なおいっそう本件設置変更許可処分の違法性が明らかとなることについて述べる。

第2 本件再評価の経緯

1 従前の知見について

①DNPの層厚の問題(争点1)については、原告らが従前主張していたとおり、平成29(2017)年1月に公表された産総研・山元孝広氏の2017年論文において、京都市越畑地点で30cmの層厚が確認されるとしていた(準備書面(9)の20頁、甲D57・10頁)。

この層厚は、山元氏の独自の調査によって明らかになった新事実ではなく、山元氏は、単に井本伸広ら(1989)『京都北西部の地質』地域地質研究報告(5万分の1地質図幅)、地質調査所、84頁の文献を引用したものであり、要するに、DNPについて、越畑地点で30cm程度の層厚があることは、198

9年当時から知見として存在していたものであった。

2 平成29年6月14日の原規委第15回会合

一方,原規委の平成29年6月14日第15回会合では、「火山活動可能性評価に係る全研究を踏まえた規制対応について」が報告されていた(甲D189)。

これによれば、平成27年度時点においては、大山火山を事例とした階段図の精度の向上のための調査が行われ、その過程で必要な噴出量の基となる大山 火山起源の降下火砕堆積物 (DNP) の分布が見直された (同1頁)。

しかし、この時点では、「既往文献については、データに不確実さが含まれている」などとして(同1頁)、その不確実性を速やかに保守的に安全側に評価して規制に反映させることを怠っていた。

次いで、平成29年6月時点においては、(1)DNPの分布については、多くの原子力発電所の火山灰の層厚の評価に用いられている既存の知見である新編火山灰アトラスの分布と大きく異なり、その根拠となった層厚に関する既往文献データに不確実さが伴うものの、より東側にまで火山灰の分布範囲が示されていること(争点1)、(2)0の結果から、DNPの噴出量については、既知見とは異なる可能性があること(争点2)等が示唆されるようになった(同2頁)。

以上を踏まえ、原規庁は、若狭地域の原子力発電所の新規制基準適合性審査の際の火山影響評価において、DNPの噴火規模(噴出量)を考慮した数値シミュレーションを行っている参加人に対して、その根拠となるDNPの火山灰分布について情報収集を行うことを求めることとした(同2頁)。

3 平成30年3月28日の原規委第75回会合

原規庁は、前述の平成29年6月会合で報告した「火山活動可能性評価に係る安全研究を踏まえた規制対応について」に基づき、参加人に対して、DNPの降灰分布についての情報収集を行うことを求めていたが、参加人は、平成3

0年3月28日の第75回原規委会合において、その情報収集の結果の報告を 行った。

この問題(争点1)は、要するに、越畑地点で確認されたDNPの地層が、 大山生竹噴火によって一度に堆積した純層なのか、それとも噴火ではなく流水 等によって後から堆積した再堆積層なのかという問題であった。原規庁は、参 加人が提出した資料を分析し、この地層は純層の可能性がある、ないし可能性 が否定できないとして、越畑地点におけるDNPの最大層厚は山元(2017) において引用している文献値(30cm)よりやや小さい26cmとみなすことが 可能であるとした(図表3。甲D186・82頁)。

3. 関西電力の調査結果に対する見解

①越畑地点

越畑地点における火山灰については、含有鉱物の特徴と角閃石を用いた化学分析結果は参照した模式地の DNP のものと類似、一致しているため、DNP 起源であると判断してよい。

火山灰を含む地層のうち、2c 層については、ラミナの存在等の流水の影響を示す証拠は報告されていないこと、下位及び上位の土石流堆積物と比較して鉱物含有量がはるかに多いことから、火山灰が直接降って形成された純層の可能性がある。一方、2a 層は、礫層である 2b 層の上位層であり、加えて 2a 層の最下部にはラミナが認められること、2c 層と比較して鉱物含有量が増加しており、流水等によって鉱物が濃集した可能性があることから、堆積学的には2a 層が再堆積によって形成された地層であると評価することに合理性はある。

① しかしながら、2a 層は土石流堆積物と比較して鉱物含有量が多いこと、 2c 層との境界が不明瞭な部分もあることから、2a 層とされている一部 でも純層である可能性は否定できない。越畑地点における DNP の最大」 山元 (2017) ***において引用している文献値 (30cm) よりやや小さい とみなすことが可能である。

また、越畑地点の南方約 200 m の越畑 2 地点で確認された厚さ約 10 DNP を含む地層や、越畑地点の北西方向約 4 km の地点で京都府が実|ボーリング調査で確認された厚さ 2 cm の DNP 層は、詳細な情報がな|地層の評価は困難であるが、いずれも DNP の純層である可能性は否定し

第75回原子力規制委員会(平成30年3月28日)資料6

○その結果、京都市越畑地点について、当社は、再堆積したものと評価できることから降灰層厚を評価できないとしたが、原子力規制庁殿は、最大層厚は26 c mとみなすことが可能であるとした。

図表3 甲D186・82頁の一部抜粋

そして,当該見解に対して議論が必要であれば,公開の場で行うとの方針が 原規委によって示された。

4 平成30年11月21日の原規委第42回会合

(1) 第42回会合における報告

その後、参加人から追加の調査結果が提出されたことから、平成30年6月29日及び同年10月5日に意見交換会、10月29日に現地調査が行わ

れ、それらの結果を踏まえて、改めて、平成30年11月21日、原規委の第42回会合において、報告が行われた(甲D185及び甲D186)。

ここで報告された論点は、①越畑地点でのDNPの堆積状況(争点1)、② DNPの噴出規模(争点2)及び③降下火砕物に対する施設の裕度(争点3) のうち、争点1及び争点2に関するものであった。

(2) 争点1(越畑地点でのDNPの堆積状況)について

まず、争点1について、参加人の「火山灰を含む地層は、流水の影響が否定でき」ず、「降灰層厚として評価できない」という評価について、原規庁は、参加人がその根拠としていたラミナ(礫や砂、泥の粒子からなる最小単位の層)様の構造は流水による構造ではないとし、また、2 a 層と2 c 層の色調の違いについても、あくまでも降下火山灰層(灰白色の部分は風化帯にすぎない)であるとして、参加人の評価を否定した(甲D186・2~3頁)。

そして、「越畑地域のDNPの降灰層厚を25cm程度として評価する」とした(同4頁)。

(3) 争点2(DNPの噴出規模)について

次に、争点 2 について、参加人の「 $4\sim5$ kmが妥当である」という評価について、原規庁は、山元(2017)で示された噴出量 6.1 kmと、その倍の 12.2 kmの 2 ケースでシミュレーション解析を実施し、「降灰シミュレーション解析の結果、噴出量 12.2 kmで実施したケースの方が評価地点の層厚を概ね再現できた。このことから、規制の観点からは 12 DNPの噴出規模を、既往の研究で考えられてきた規模を上回る 12 DNP の噴出規模を、既往の研究で考えられてきた規模を上回る 12 DNP の噴出規模を、

5 平成30年12月12日の原規委第47回会合

(1) 参加人に対する報告徴収命令の発出

平成30年12月12日,原規委は第47回会合において,越畑地点の火山灰調査結果をもとにした規制対応を決定した。

原規委は、原規庁の報告に従い、越畑地点のDNP火山灰の層厚は25cm程度、噴出規模は10km以上という本件再評価によって、「原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性がある」ことを認め(甲D190の1・1頁)、参加人に対して、i越畑地点等7地点におけるDNPの降灰層厚に基づくDNPの噴出規模、及びii噴出規模を踏まえた、不確かさケースも含めた降下火砕物シミュレーションに基づく原発ごとの敷地における降下火砕物の最大層厚について報告することを義務付ける報告徴収命令を発出することを決定した(甲D190の1・1頁、甲D190の2、甲D191・14頁)。そして、報告をもとに、「遅くとも4月中を目途に」原規庁から原規委に対して報告し、規制上の対応の要否及び内容を判断するとされた(甲D190の1・1頁)。

(2) 稼働停止を命じなかったこと

このように、本件再評価によって「原子炉設置変更許可の評価に用いた前提条件に有意な変更が生じる可能性がある」のであれば、その変更によっても本件原発の安全性に問題がないことを確認しなければ原発の稼働は許されないはずであるし、直ちに原子炉の停止を命じなければならないはずである。そのような対応をすることが、福島第一原発事故の約5年前から10数mの津波の危険が指摘されていたにもかかわらず、これを放置したまま福島第一原発事故を惹き起こしたことの反省を踏まえ、平成24年改正においてバックフィット制度が採用された趣旨のはずである。

そうであるにもかかわらず,原規委は,「大山火山は活火山ではなく,噴火 が差し迫った状況にあるものではないこと」を根拠として,「原子炉の停止は 求めない」と判断した(甲D190の1・2頁, 甲D191・14頁)。

しかしながら、火山ガイド上、活火山であるか否かは判断要素となってはおらず、また、川内原発差止訴訟以降、多くの火山学者が、「噴火が差し迫った状態にあるか否か」を中長期的に判断することは困難であると指摘している。そうであれば、「噴火が差し迫った状態にない」という理由は、多くの火山学者の意見に反するものであり、そのような理由により原子炉を停止しないことは社会的にも到底受容できないものである。

第3 本件再評価により明白となった本件設置変更許可の違法

1 前提

実用発電用原子炉の設置許可処分の要件として、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「炉規法」という。)43条の3の6第1項4号は、「災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準」に適合することとしている(同法43条の3の8第2項により設置変更許可処分についても準用される。)。

この「原子力規制委員会規則で定める基準」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(以下「設置許可基準規則」という。)であり、その第6条は、「安全施設は、想定される自然現象が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない」としている。

そして、この「想定される自然現象」には、「火山の影響」も含まれており(設置許可基準規則の解釈 6条 2 項)、要するに、設置変更許可処分が適法であるためには、想定される火山事象が発生しても安全機能を損なわず、災害の防止上支障がないことが確認されなければならない。

2 適合性審査

原規委は、本件設置変更許可処分において、参加人が行った降下火砕物の最大層厚評価である10cmを「妥当であると判断」している(甲高C4・50頁)。

また、原規委は、降下火砕物の直接的及び間接的な影響についても、「設計荷重が許容荷重に対して構造健全性を失わず安全機能が損なわれない方針としていることを確認した」(同52頁)、「防護対象施設に与える化学的影響、機械的影響その他の影響に対して、安全機能が損なわれない方針としていることを確認した」(同53頁)、「降下火砕物の侵入防止対策として、平型フィルタ等の設置や換気空調系の停止により、安全施設の安全機能が損なわれないようにするとともに、原子炉制御室にあっては閉回路循環運転により居住性を確保する方針としていることを確認した」(同53~54頁)など、大山生竹噴火程度の噴出量4~5kmプび10cm程度の層厚を前提に安全評価を行っている。

3 現在の科学技術水準と違法性

(1) 平成4年伊方最高裁判決と現在の科学技術水準

平成4年伊方最高裁判決は、原発の設置許可処分取消訴訟における違法判断の基準となるべき科学技術水準の時点について、「現在の科学技術水準に照らし」て、許可処分における判断過程に看過し難い過誤・欠落が認められる場合には、許可処分は違法となる旨判示している。

本件再評価により、噴火規模は10km以上(争点2)、越畑地点における層厚は25cm(争点1)とすべきことが明らかとなり、かつ、被告自身がこれを認めているのであって、これが現在の科学技術水準であることはもはや争いがない。

(2) 処分当時の知見としても30㎝程度の層厚を想定すべきであったこと

原規委は、本件再評価について「新知見」であるとしているが、これは、 あえて「新」としているように、原規委が確定したものだけが「知見」であ ると捉えようとする考え方であり、広く科学的知見を収集して不確実性を保守的に考慮しようとしない原規委の体質が如実に表れたものといえる(原規委の認めた「新知見」が、他の科学者の間での「新知見」とはならないことは言うまでもない。)。

既に、複数の福島第一原発事故損害賠償請求訴訟の判決において、「科学的に確立され、専門家の中で統一した見解となっていなければ考慮しなくてよい」という考えは不当であること、「統一的な見解の確立を待つべきではない」ことなどとが指摘されている(準備書面(29)・31頁から33頁)。

前述のとおり、DNPについて、越畑地点において30cm程度の層厚があり得ることは井上ら(1989)にも記載されており、統一的な見解、科学的に確立された見解とまでは言えないとしても、少なくとも、万が一にも深刻な災害を起こしてはならない原発の安全性においては考慮しなければならない知見というべきである。仮に、これが不確実なものだというのであれば、その不確実性を保守的に考慮して30cmの層厚を想定するのが原発の安全評価であり、不確実であることを理由に規制上考慮しないのは、安全を軽視すること以外の何物でもない。このような点においても経済性(コスト)を安全性よりも優先する姿勢が窺える。

(3) 違法性

ともあれ、本件再評価により、噴火規模は $10 \, \mathrm{km}$ 以上(争点2)、敷地における層厚は $25 \, \mathrm{cm}$ (争点1)とすべきことが明らかとなり、かつ、被告自身がこれを認めているのであるから、参加人が行った最大層厚 $10 \, \mathrm{cm}$ とこれを妥当とした本件設置変更許可処分の調査審議の過程には、看過し難い過誤・欠落があることはというべきである。「看過し難い」と評価すべきことは前記第 $1\cdot 4$ 項($3\sim 4$ 頁)のとおりである。

したがって,本件設置変更許可処分は,DNP火山灰層厚等について誤っ

た事実に基づき、火山ガイドを前提とする設置許可基準規則6条の要件該当性を正確に判断しないままに行われたことは争いようのない事実であり、調査審議の過程に看過し難い過誤、欠落があるから、設置許可基準規則6条、炉規法43条の3の8第2項及び同43条の3の6第1項4号に反し違法であることは明白である。

そうであれば、他の争点について判断するまでもなく、直ちに弁論を終結 し、本件設置変更許可処分を取り消す旨の判決がなされるべきである。

第4 DKPも考慮しなければならないこと

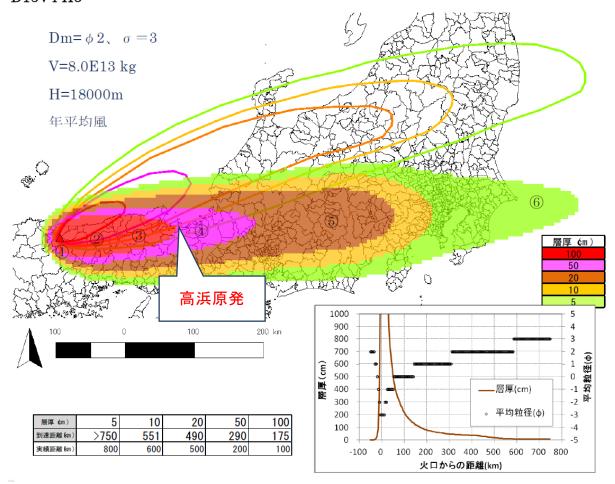
- 1 大山における最大規模の噴火は大山倉吉噴火であること
 - (1) 5 O cm以上の降灰の可能性があること

本件再評価は、約8万年前の大山生竹噴火によって生じた降下火砕物(DNP)に関するものであるが、大山における過去最大規模の噴火は、約5万5000年前の大山倉吉噴火であり、その噴出量は、40㎞程度ともいわれ、大山生竹噴火(10㎞以上)の4倍近くなり得るものであった(甲D188ではDNP噴火の5倍以上のマグマの噴出としている。)。

この噴火によって生じた降下火砕物 (DKP) は、本件原発がある若狭湾周辺で、実測値として20cm程度の厚さがあり、さらに風向次第では層厚50cmを越えた可能性も高いとされている (甲D188, 甲D61・33頁。複数の学者による指摘である。)。

原告らがこれまで主張してきたとおり、新井ほか『新編火山灰アトラス』の実測値を前提としても、敷地方向が風下と仮定すれば、50cmを超える降灰が認められるし、山元(2016)においても、50cmをはるかに上回る(ほとんど100cmに近い)シミュレーション結果が得られている(図表4)。

D13V4 H5



図表4 山元(2016)図3.23(甲D61・33頁)

(2) 本件再評価と同じくDKPについても山元氏の指摘を踏まえるべきこと

なお、本件再評価は、産総研の山元孝広氏の指摘を踏まえて行われているが、山元教授は、「大山火山噴火履歴の再検討」と題する論文の中で、「DKPだけを大山火山の噴火履歴の中で特殊なものとして別物扱いにする必要はない」、「電力事業者の主張するDKP噴火に至る活動間隔が30万年以上との主張も、それ以上の長期にわたってマグマの供給率が一定とするだけの根拠はなく、意味のある評価とはなっていない。むしろマグマ噴出率が明らかに時間変化していることは、そのような仮定は成立していないことを意味していよう」と述べるなど、参加人が「DKP相当規模の噴火の発生する可能

性は十分低い」と主張した根拠を否定している。

このことは、既に平成29年5月11日付準備書面(9)(火山に関する設置許可基準規則違反)で詳述したとおりであるが、本件設置変更許可処分においては、DNPだけでなく、かかるDKPのデータも前提にされなければならない。

2 DKPを前提にすると更に違法であることが明らかであること

このように、本件設置変更許可処分においては、本件再評価によるDNPの数値だけでなく、DKPの数値(風向によっては降下火砕物の層厚が100cm 近くなり得る)が前提とされなければならない。

そうなると、本書面第1・4項で指摘したとおり、本件原発の建屋は降下火 砕物の荷重に耐えられないことが明らかであり、給水系、吸気系、配電系にも 深刻な影響を与える可能性が非常に高い。

福島第一原発事故の教訓は、大規模な地震や津波は来ない、大規模な噴火といった自然現象は起こらない、という過信はすべきではないということである。特に、本書面で指摘するような重大事故につながる違法性の存在が明らかであるのであれば、速やかに本件設置許可処分は取り消されるべきである。

第5 結論

本件再評価によって、最大層厚10cmとしてなされた本件設置変更許可 処分の前提が明らかに誤りで、大幅な過小評価であったことが明らかになった。

少なくとも、本件再評価をもとにすれば、最大層厚は2.5倍である2 5 cmを前提に審査がされなければならなかったところ、最大層厚10 cmを 前提に審査がされていたのであるから、前提とすべき重大事項を誤ってい る点で、明らかに裁量逸脱が認められ(行政事件訴訟法30条)、設置許可 基準規則6条, 炉規法43条の3の8第2項及び同43条の3の6第1項4号に反して違法であることは明らかである。

しかも、層厚25cmを前提にすると、参加人の資料からも容易に分かるように(甲D187)、本件原発の建屋自体が崩壊する事態となるものであって、かかる違法事由は「看過し難い」ものである。

さらには、本件再評価だけでなく、本来は、DKPも審査の前提にされなければならず、DKPも前提にすると、最大層厚は50cmとしなければならず、その違法性はより明らかである。DKPが審査の前提とされていないことは、調査審議の過程に看過し難い欠落があるということである。

被告及び参加人は、本件設置変更許可処分の申請及び審査にあたって、このような致命的なミスを犯し、現時点で、国民の生命や財産を危険に晒しているということを自覚し、直ちに、原発の運転を停止すべきである。取り返しのつかない事態になってからでは遅い。停止しない理由は経済的な理由としか考えられないが、原発事故の特殊性や国民の生命身体の安全を危険に晒してまで、かかる経済的事情を優先すべき理由などない。

また,裁判所においては、本書面において主張する違法事由の明白性, 重大性を公正,誠実に評価,判断されたい。本書面記載事項だけをもって, 取消事由は十分である。

以上